

西尾市公告第 450 号

地方税法第20条の2第1項及び西尾市市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月26日

西尾市長 中 村 健



送達すべき書類は、西尾市総務部収納課に保管しており、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付する。		
送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類	備 考
諫山 善幸	地方税法の規定により送達すべき書類	2 部
NGUYEN THUY GIANG	地方税法の規定により送達すべき書類	2 部
TAGIMA JEFERSON LEE	地方税法の規定により送達すべき書類	2 部
以下余白		
令和8年11月2日 に送達があったものとみなされます。		